

報道関係者 各位

令和7年3月7日

【照会先】

厚生労働省

保険局 医療課 井上、安増

医政局

医薬産業振興・医療情報企画課

藤井、早川

(代表電話) 03(5253)1111

(内線) 3290、3883、2526、2588

令和7年度薬価基準改定の概要について

標記について、本日、別添のとおり公表しましたので、ご報告いたします。

令和 7 年度薬価基準改定の概要

令和7年度薬価基準改定の概要

1. 実施時期

官報告示：令和7年3月7日（金）

実 施：令和7年4月1日（火）

2. 改定の主な事項

- 改定の対象範囲については、平均乖離率（5.2%）を基準に、品目ごとの性格に応じて設定した。
- 「薬価算定の基準について」（令和7年2月19日中央社会保険医療協議会了解）に基づき、市場実勢価格加重平均値調整幅方式により改定した。
- 適用する算定ルールは、①後発品の価格帯、②不採算品再算定、③基礎的医薬品、④最低薬価、⑤新薬創出・適用外薬解消等促進加算、⑥新創加算対象品目等を比較薬にした品目の控除、⑦改定時加算、⑧外国平均価格調整とした。
- 薬価基準の収載医薬品数（告示数）は次のとおり

| | 内 用 薬 | 注 射 薬 | 外 用 薬 | 歯 科 用 薬 剤 | 合 計 |
|----------|--------|-------|-------|-----------|--------|
| 告示数 | 6,900 | 3,424 | 1,974 | 27 | 12,325 |
| (参考) 品目数 | 10,523 | 3,519 | 2,247 | 27 | 16,316 |

【参考】市場実勢価格加重平均値調整幅方式

$$\text{薬価} = \left[\begin{array}{l} \text{当該既収載品の保険医療機関等における} \\ \text{薬価算定単位あたりの平均的購入価格} \\ \text{(税抜き市場実勢価格の加重平均値)} \end{array} \right] \times (1 + \text{消費税率 (0.10)}) + \text{調整幅}$$

※地方消費税分含む

調整幅：薬剤流通の安定のための調整幅とし、改定前薬価の2%に相当する額

【参考①】 後発品の価格帯

I 後発品の価格帯

1. 後発品の価格帯（2. を除く）

| 価格帯数 | 成分規格数 |
|------|-------|
| 1 | 7 5 1 |
| 2 | 2 3 5 |
| 3 | 7 9 |
| 4 | 3 4 |
| 5 | 1 1 |
| 6 | 4 |
| 7 | 1 |

注：最低薬価の処理等により、価格帯間で薬価が同一になる場合もある（2. も同じ）

2. G1/G2品目に係る後発品の価格帯

1) 市場から撤退する予定のG1品目に係る後発品

| 価格帯数 | 成分規格数 |
|------|-------|
| 1 | 4 |
| 2 | 1 |
| 3 | 1 |

2) 市場から撤退しない予定のG1品目に係る後発品 及びG2品目に係る後発品

| 価格帯数 | 成分規格数 |
|------|-------|
| 1 | 3 4 9 |
| 2 | 1 1 7 |
| 3 | 5 0 |
| 4 | 1 6 |
| 5 | 2 |
| 6 | 1 |

【参考②】 後発品の価格帯 続き

3. 後発企業区分Aのため別集約された品目数（今回改定対象の品目に限る）

| | 合計 | うち後発収載5年以内 | うち安定確保A・B |
|----------|----|------------|-----------|
| 成分規格数 | 67 | 63 | 4 |
| 告示数 | 75 | 70 | 5 |
| (参考) 品目数 | 79 | 74 | 5 |

4. 後発企業区分数

A区分：41社 B区分：51社 C区分：94社

（参考）令和7年度薬価改定の骨子（令和6年12月25日 中医協了解）

第2 具体的内容

2. 適用する算定ルール

(5) 後発品等の価格帯

※ 改定の対象品目について、令和6年度改定時の価格帯集約の考え方を踏襲して適用する。

ただし、組成、剤形区分及び規格が同一である既収載品群の価格帯の特例の適用条件「全ての既収載後発品の中で最も高い価格帯となるものであること」の規定については、「全ての既収載後発品（改定の対象範囲外の品目を含む。）の中で最も高い価格帯となるものであること」と読み替えて適用する。

【参考③】基礎的医薬品

Ⅱ 基礎的医薬品

1. 基礎的医薬品（2.を除く）（品目リスト：別添1）

注：複数区分に該当する場合は、表中の上の区分に分類

| 区分 | 成分数 | 告示数 | (参考) 品目数 |
|----------|-------|---------|----------|
| 不採算 | 2 2 6 | 7 3 7 | 9 2 8 |
| 病原生物 | 1 1 2 | 4 4 3 | 4 5 2 |
| 麻薬 | 1 1 | 7 2 | 7 5 |
| 生薬 | 4 6 | 5 5 | 5 2 3 |
| 軟膏基剤 | 4 | 2 2 | 2 2 |
| 歯科用局所麻酔剤 | 1 | 3 | 3 |
| 合計 | 4 0 0 | 1 3 3 2 | 2 0 0 3 |

2. 安定確保医薬品に係る基礎的医薬品（品目リスト：別添1）

| 区分 | 成分数 | 告示数 | (参考) 品目数 |
|--------------------------------|-----|-------|----------|
| 先発品がZ2/G1/G2品目であるもの（G1の4回目を除く） | 4 | 4 6 | 4 6 |
| 上記以外 | 9 | 7 7 | 7 7 |
| 合計 | 1 3 | 1 2 3 | 1 2 3 |

(参考) 上記1と2の合計

| 成分数 | 告示数 | (参考) 品目数 |
|-------|---------|----------|
| 4 1 3 | 1 4 5 5 | 2 1 2 6 |

(参考) 令和7年度薬価改定の骨子（令和6年12月25日 中医協了解）

第2 具体的内容 2. 適用する算定ルール

(1) 基礎的医薬品

- ※ 令和6年度改定の際に基礎的医薬品とされたものと組成及び剤形区分が同一である品目について適用する。
- ※ 乖離率の要件（全ての既収載品の平均乖離率以下）を満たさない品目については、対象としない。

【参考④】不採算品再算定

Ⅲ 不採算品再算定（臨時・特例的対応）

1. 不採算品のため、薬価の引上げ又は現行薬価の維持を行ったもの（品目リスト：別添2）

対象成分数：182成分

告示数：429品目

注：品目数は443品目

2. 品目数

| | 内用薬 | 注射薬 | 外用薬 | 歯科用薬剤 | 合計 |
|----------|-----|-----|-----|-------|-----|
| 成分数 | 41 | 124 | 17 | 0 | 182 |
| 告示数 | 68 | 319 | 42 | 0 | 429 |
| (参考) 品目数 | 72 | 329 | 42 | 0 | 443 |

| | 先発品 | 後発品 | その他品目 | 合計 |
|----------|-----|-----|-------|------|
| 成分数 | 69 | 64 | 69 | 182※ |
| 告示数 | 111 | 185 | 133 | 429 |
| (参考) 品目数 | 111 | 189 | 143 | 443 |

※：同一成分の中で先発品・後発品・その他品目が該当することがあるため、成分数は単純な合計とならない。

（参考）令和7年度薬価改定の骨子（令和6年12月25日 中医協了解）

第2 具体的内容 2. 適用する算定ルール

(3) 不採算品再算定

急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、医療上の必要性が特に高い品目を対象として不採算品再算定を臨時・特例的に適用する。具体的な対象品目は、次のいずれかを満たす品目を基本とする。ただし、組成、剤形区分及び規格が同一である類似薬の市場実勢価格の薬価に対する乖離率の平均が全ての既収載品の平均乖離率を超える品目（厚生労働大臣が増産要請を行った品目を除く）は対象外とする。

- ・基礎的医薬品とされたものと組成及び剤形区分が同一である品目
- ・安定確保医薬品のカテゴリA及びBに位置付けられている品目
- ・厚生労働大臣が増産要請^(注)を行った品目（注）2023年10月18日、同年11月7日 感染症対症療法薬等の安定供給に向けた大臣要請を指す

これらの品目のうち、厚生労働大臣が増産要請を行った品目については、通常の不採算品再算定の取扱いの「製造販売に要する原価等が著しく上昇したと認められるもの等」における要件のうち、「（当該既収載品と組成、剤形区分及び規格が同一である類似薬がある場合には、全ての類似薬について該当する場合に限る。）」又は「（当該既収載品と組成、剤形区分及び規格が同一である類似薬（新規後発品として薬価収載されたものに限る。）がある場合には、当該全ての類似薬について該当する場合に限る。）」の規定を適用しない。また、基礎的医薬品とされたものと組成及び剤形区分が同一である品目及び安定確保医薬品のカテゴリA及びBに位置付けられている品目については、これらの規定を「（当該既収載品と組成、剤形区分及び規格が同一である類似薬（令和5年度及び令和6年度の薬価改定において不採算品再算定の対象となったものを除く。）がある場合には、全ての当該類似薬について該当する場合に限る。）」及び「（当該既収載品と組成、剤形区分及び規格が同一である類似薬（新規後発品として薬価収載されたもの（令和5年度及び令和6年度の薬価改定において不採算品再算定の対象となった品目を除く。）に限る。）がある場合には、全ての当該類似薬について該当する場合に限る。）」と読み替えて適用する。

【参考⑤】新薬創出・適応外薬解消等促進加算（新薬創出等加算）

IV 新薬創出・適応外薬解消等促進加算（新薬創出等加算）

1. 加算対象と要件（対象品目リスト：別添3-1）

| 要件 | 成分数 | 告示数（品目数） |
|--|-----|----------|
| ①希少疾病用医薬品 | 202 | 297 |
| ②開発公募品 | 12 | 22 |
| ③加算適用品 | 106 | 195 |
| ④新規作用機序医薬品のうち基準該当品 | 30 | 52 |
| ⑤新規作用機序医薬品から3年以内かつ3番手以内のうち1番手が加算適用品又は基準該当品 | 14 | 22 |
| ⑨小児加算対象品 | 8 | 17 |
| 合計 | 372 | 605 |

※ 平均乖離率を超える品目のみが改定対象であるため、加算が適用された品目はない。

注：複数区分に該当する場合は、上の要件に分類（計上するものがないので省略しているが、この他の加算対象は、⑥先駆的医薬品、⑦特定用途医薬品、⑧迅速導入加算対象、⑩薬剤耐性菌の治療薬、⑪剤形追加等品）

2. これまで受けた新薬創出等加算の累積額の控除（対象品目リスト：別添5-1）

○ 控除対象

成分数： 21成分

品目数： 46品目

○ 新薬創出等加算の控除額：約562億円

3. 新薬創出等加算対象品目等を比較薬にして算定された品目における新創加算累積額相当額の控除（対象品目リスト：別添5-2）

○ 控除対象

成分数： 7成分

品目数： 12品目

○ 控除額：約100億円

【参考⑥】新薬創出・適応外薬解消等促進加算（新薬創出等加算） 続き

V 新薬創出・適応外薬解消等促進加算（新薬創出等加算）

3. 新創対象品目及び企業数（対象品目及び企業リスト：別添3-1、3-2、4）

| | 成分数 | 告示数（品目数） | 企業数 |
|--|-----|----------|-----|
| ①新薬創出等加算の対象であり、今回の改定では平均乖離率を超えなかった品目（1. に該当する品目） | 372 | 605 | 96 |
| ②新薬創出等加算の対象であるが、今回の改定では平均乖離率を超えたため薬価が維持されなかった品目 | 36 | 59 | 22 |
| ③新薬創出等加算の対象であるが、今回の改定では市場拡大再算定等の対象となり薬価が引き下がった品目 | 2 | 5 | 2 |
| ④新薬創出等加算の対象品目（①～③の合計） | 402 | 669 | 98 |

注：品目毎に乖離率を確認して薬価維持の有無を決定していることから、成分数・企業数は単純な合計とならない。

（参考）令和7年度薬価改定の骨子（令和6年12月25日 中医協了解）

第2 具体的内容

2. 適用する算定ルール

（4）新薬創出・適応外薬解消等促進加算（加算及び累積額控除）

創薬イノベーションの推進及び国民負担の軽減といった基本的な考え方を踏まえ、加算及び累積額控除（新薬創出等加算対象品目等を比較薬にして算定された品目の取扱いも含む）の両方を適用する。

【参考⑦】 既収載品の改定時の加算、最低薬価

Ⅵ 既収載品の改定時の加算

○ 対象品目 (品目リスト：別添6)

| | 小児適応 | 希少疾病 | 先駆け | 迅速導入 | 真の臨床的有用性 | 合計 |
|----------|------|------|-----|------|----------|----|
| 成分数 | 13 | 4 | 1 | 2 | 1 | 21 |
| 告示数 | 26 | 9 | 2 | 2 | 6 | 45 |
| (参考) 品目数 | 26 | 9 | 2 | 2 | 6 | 45 |

Ⅶ 最低薬価品目

○ 第3章第7節第3項の最低薬価品目

成分数： 453成分

品目数： 2340品目

○ 第4章第3項(2)のみなし最低薬価品目

成分数： 227成分

品目数： 891品目

○ 改定前にのみなし最低薬価品目であった品目のうち、改定前薬価の2倍又は最低薬価に薬価を引き上げた品目

成分数： 152成分

品目数： 505品目

※別添7として、改定後薬価が最低薬価と同額又はのみなし最低薬価の品目一覧を掲載

(参考) 令和7年度薬価改定の骨子 (令和6年12月25日 中医協了解)

第2 具体的内容

2. 適用する算定ルール

(2) 最低薬価

最低薬価を引き上げた上で適用する。

※ 引き上げた最低薬価を下回る価格の基礎的医薬品については、引き上げ後の最低薬価と同水準までその薬価を引き上げることとする。

【参考⑧】 外国平均価格調整

VIII 外国平均価格調整

- 引き上げ品目
成分数： 5成分
品目数： 7品目

- 引き下げ品目
成分数： 1成分
品目数： 1品目

(参考) 令和7年度薬価改定の骨子 (令和6年12月25日 中医協了解)

第2 具体的内容

2. 適用する算定ルール

(6) 既収載品の外国平均価格調整

※ 令和6年度薬価制度改革を踏まえた考え方に基づいて適用する。

令和6年薬価調査結果①

1. 平均乖離率 5.2%

$$\text{※ 平均乖離率} = \frac{(\text{現行薬価} \times \text{販売数量}) \text{の総和} - (\text{実販売単価} \times \text{販売数量}) \text{の総和}}{(\text{現行薬価} \times \text{販売数量}) \text{の総和}}$$

2. 後発医薬品の割合 数量割合：85.0% 金額割合：62.1%

$$\text{※ 後発医薬品の数量割合} = \frac{(\text{後発医薬品の販売数量})}{(\text{後発医薬品のある先発医薬品の販売数量}) + (\text{後発医薬品の販売数量})}$$

$$\text{※ 後発医薬品の金額割合} = \frac{(\text{後発医薬品の薬価} \times \text{販売数量})}{(\text{後発医薬品のある先発医薬品の薬価} \times \text{販売数量}) + (\text{後発医薬品の薬価} \times \text{販売数量})}$$

3. 後発医薬品への置換えによる医療費適正効果額（年間推計） 13,096億円

うち、バイオシミラーへの置換えによる医療費適正効果額（年間推計） 1,103億円
（バイオシミラーの金額割合 33.7%）

※ 医療費適正効果額は、取引された全ての後発医薬品について、個別に、対応する先発医薬品が取引されていた場合を仮想し、以下の計算式により算出

$$\text{医療費適正効果額} = \{ (\text{対応する先発医薬品の現行薬価} - \text{後発医薬品の現行薬価}) \times \text{後発医薬品の販売数量} \} \text{の総和}$$

$$\text{※ バイオシミラーの金額割合} = \frac{(\text{バイオシミラーの現行薬価} \times \text{販売数量}) \text{の総和}}{(\text{対応する先行品の現行薬価} \times \text{販売数量}) \text{の総和} + (\text{バイオシミラーの現行薬価} \times \text{販売数量}) \text{の総和}}$$

4. 妥結率（薬価ベース） 94.3%

※ 妥結率（薬価ベース）は、価格妥結状況調査（令和6年9月分）の結果による

令和6年薬価調査結果②

5. 調査客体及び回収率

(1) 販売サイド調査

保険医療機関及び保険薬局に医薬品を販売する医薬品卸売販売業者の営業所等の全数から、層化無作為抽出法により3分の2の抽出率で抽出された営業所等を対象

調査客体数 4,356客体（回収率86.8%）

(2) 購入サイド調査

① 病院の全数から、層化無作為抽出法により40分の1の抽出率で抽出された病院を対象

調査客体数 201客体（回収率68.7%）

② 診療所の全数から、層化無作為抽出法により400分の1の抽出率で抽出された診療所を対象

調査客体数 260客体（回収率70.8%）

③ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により120分の1の抽出率で抽出された保険薬局を対象

調査客体数 502客体（回収率75.3%）

令和6年薬価調査結果③

6. 分野別割合

| 分類 | | 品目数 | 乖離率 | 全体に対する 薬価ベース割合 | 全体に対する 数量割合 |
|--------|---------|-------|------|-------------------|----------------|
| 先発医薬品 | 後発医薬品なし | 2,414 | 3.8% | 65.8% | 14.8% |
| | 後発医薬品あり | 1,667 | 9.5% | 10.3% | 11.2% |
| 後発医薬品 | | 5,392 | 9.4% | 16.9% | 54.4% |
| その他の品目 | | 2,852 | 2.6% | 7.1% | 19.6% |

(参考)

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」の令和6年3月の改訂において、価格交渉の段階から別枠とし、個々の医薬品の価値を踏まえた単品単価交渉とすることとされた医薬品の主な分野の乖離率

- ・ 基礎的医薬品 乖離率： 1.6%
- ・ 安定確保医薬品A 乖離率： 3.5%
- ・ 不採算品再算定品 乖離率： 2.1%

令和6年薬価調査結果 詳細内訳

(1) 投与形態別

| 区分 | 乖離率 | 全体に対する薬価ベース割合 | 全体に対する数量割合 | 後発医薬品の金額割合 | 後発医薬品の数量割合 |
|-------|-------|---------------|------------|------------|------------|
| 内用薬 | 6.4% | 52.0% | 87.2% | 71.5% | 86.6% |
| 注射薬 | 3.5% | 40.3% | 1.0% | 40.3% | 71.5% |
| 外用薬 | 6.8% | 7.6% | 11.8% | 55.6% | 73.3% |
| 歯科用薬剤 | -9.3% | 0.1% | 0.1% | 95.1% | 99.0% |

(2) 主要薬効群別

| 内用薬 | 乖離率 | 全体に対する薬価ベース割合 | 全体に対する数量割合 | 後発医薬品の金額割合 | 後発医薬品の数量割合 |
|----------------|------|---------------|------------|------------|------------|
| その他の腫瘍用薬 | 3.4% | 7.1% | 0.2% | 37.6% | 85.2% |
| 糖尿病用剤 | 6.9% | 5.0% | 4.7% | 76.0% | 84.9% |
| 他に分類されない代謝性医薬品 | 5.1% | 4.0% | 1.5% | 59.4% | 78.8% |
| 血液凝固阻止剤 | 4.6% | 2.8% | 0.8% | 100.0% | 100.0% |
| 抗ウイルス剤 | 3.6% | 2.5% | 0.1% | 52.2% | 79.2% |
| その他の循環器官用薬 | 4.0% | 2.5% | 1.5% | 48.8% | 87.1% |
| その他の中枢神経系用薬 | 6.4% | 2.4% | 2.1% | 72.8% | 88.5% |
| 精神神経用剤 | 8.4% | 2.3% | 3.4% | 62.0% | 77.5% |
| 消化性潰瘍用剤 | 9.2% | 2.2% | 5.2% | 77.8% | 83.1% |
| 漢方製剤 | 1.9% | 2.0% | 8.5% | - | - |

| 注射薬 | 乖離率 | 全体に対する薬価ベース割合 | 全体に対する数量割合 | 後発医薬品の金額割合 | 後発医薬品の数量割合 |
|----------------------|--------|---------------|------------|------------|------------|
| その他の腫瘍用薬 | 3.0% | 10.5% | 0.0% | 42.1% | 69.2% |
| 他に分類されない代謝性医薬品 | 5.1% | 6.1% | 0.1% | 25.7% | 43.8% |
| 血液製剤類 | 1.3% | 3.9% | 0.0% | - | - |
| その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む） | 5.3% | 1.9% | 0.0% | 48.0% | 41.0% |
| その他の生物学的製剤 | 2.1% | 1.9% | 0.0% | - | - |
| 外用薬 | | | | | |
| 眼科用剤 | 8.2% | 1.6% | 0.7% | 49.4% | 73.8% |
| 鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤 | 7.8% | 1.3% | 5.2% | 50.5% | 58.3% |
| その他の呼吸器官用薬 | 6.7% | 1.3% | 0.0% | 50.2% | 52.9% |
| 歯科用薬剤 | | | | | |
| 歯科用局所麻酔剤 | -12.5% | 0.0% | 0.0% | 100.0% | 100.0% |

※1 「その他の品目」とは、局方品、漢方エキス剤、生薬、生物製剤（ワクチン、血液製剤等）及び承認が昭和42年以前の医薬品等をいう。

※2 品目数は令和7年4月時点、乖離率、全体に対する薬価ベース割合、全体に対する数量割合、後発医薬品の金額割合及び後発医薬品の数量割合は令和6年9月調査時の数量及び薬価による。

※3 後発医薬品の数量割合及び後発医薬品の数量割合の「-」は、診療報酬上の加算等の対象となる後発医薬品がない項目となる。

※4 数値は小数点第二位を四捨五入しているため、割合の合計は必ずしも100.0%とはならない。